

○豊川市ジオスペース館条例

平成 11 年3月 24 日条例第 15 号

改正

平成 23 年 12 月 19 日条例第 15 号

平成 24 年 12 月 28 日条例第 35 号

豊川市ジオスペース館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の2の規定に基づき、豊川市ジオスペース館(以下「ジオスペース館」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 宇宙に関する知識の普及と啓発を通じて教養の向上に寄与するため、ジオスペース館を豊川市諏訪1丁目 63 番地に設置する。

(職員)

第3条 ジオスペース館に、館長その他必要な職員を置く。

(事業)

第4条 ジオスペース館は、次に掲げる事業を行う。

(1) プラネタリウムドーム(以下「ドーム」という。)における天体運行等の映写に関すること。

(2) 宇宙に関する資料の収集、展示及び利用に関すること。

(3) ドームの利用に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、宇宙に関する知識の普及及び啓発に関すること。

(利用の許可)

第5条 ドーム又は附属設備を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。その許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、ジオスペース館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ドーム又は附属設備の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) ドーム又は附属設備をき損するおそれがあるとき。

(3) 営利を目的とした販売行為又はそのための宣伝行為で、第2条に規定する設置の目的又は第4条に規定する事業の目的に反するものであるとき。

(4) 管理上支障があるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、利用させることが適当でないとき。

(特別の設備等)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、ジオスペース館に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、個人でドームに入場する場合を除き、ドーム若しくは附属設備を利用する権利を譲渡し、又は利用の許可を受けたドーム若しくは附属設備を転貸してはならない。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、ドーム又は附属設備の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第5条第2項の規定により許可に付けられた条件及び市長の指示に従わなければならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ドーム若しくは附属設備の利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 利用許可の申請に偽りがあったとき。
- (2) 第6条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。
- (3) 利用者が前条の規定に違反したとき。
- (4) 工事、修繕その他のジオスペース館の管理上やむを得ない事由が発生したとき。
- (5) 公共の福祉のためやむを得ない事由があるとき。

2 前項第1号から第3号までの規定のいずれかに該当し、市長が利用の許可を取り消し、又は利用を中止させた場合において利用者に損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(入場料)

第11条 ドーム(専用で利用する許可を受けた場合を除く。次項において同じ。)の入場料は、[別表第1](#)のとおりとする。

2 入場料は、個人で入場する場合にあってはドームに入場するとき、団体で入場する場合にあってはドームの利用の許可を受けたとき納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第12条 ドーム(専用で利用する許可を受けた場合に限る。次項において同じ。)及び附属設備の使用料は、[別表第2](#)のとおりとする。

2 使用料は、ドーム又は附属設備の利用の許可を受けたとき納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入場料及び使用料の減免)

第13条 市長は、特別の理由があると認める者については、入場料又は使用料を減免することができる。

(入場料及び使用料の還付)

第14条 既納の入場料及び使用料は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、個人で入場する場合の入場料は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第10条第1項第4号又は第5号の規定に該当し、市長が利用の許可を取り消し、又は利用を中止させたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

3 第1項の規定にかかわらず、団体で入場する場合の入場料及び使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者が利用日前5日までに利用の取消し又は変更を申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。
- (2) 第10条第1項第4号又は第5号の規定に該当し、市長が利用の許可を取り消し、又は利用を中止させたとき。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、ドーム若しくは附属設備の利用を終わったとき、又は利用の許可を取り消されたとき、若しくは利用を中止したときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 利用者は、ジオスペース館の施設若しくは附属設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、ジオスペース館の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 11 年 7 月 16 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 19 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 28 日条例第 35 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 入場料(第 11 条関係)

区分	中学生以下	一般	満 65 歳以上
個人	円	円	円
	1 回につき 100	1 回につき 300	1 回につき 150
団体(20 人以上)	1 人 1 回につき	1 人 1 回につき	1 人 1 回につき
	70	210	100

備考

- 1 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市若しくは北設楽郡設楽町、東栄町若しくは豊根村(以下「対象市町村」という。)の小学校若しくは中学校に通学する小学生若しくは中学生又は対象市町村に住所を有し、かつ、対象市町村以外の小学校若しくは中学校に通学する小学生若しくは中学生が市長が必要と認める書類を提示して利用するときの入場料は、この表の規定にかかわらず、無料とし、当該小学生又は中学生は、団体の人数には算入しない。
- 2 対象市町村に住所を有し、又は保護者等と同一の席を利用する未就学児の入場料は、この表の規定にかかわらず、無料とし、当該未就学児は、団体の人数には算入しない。
- 3 個人で入場する場合において、利用者が障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条第 1 号に規定する障害者で、次に掲げる手帳のうちいずれかの交付を受けたもの(前 2 項のいずれかに該当する者を除く。)であるときは、当該利用者が入場料は、この表に規定する入場料の額の 2 分の 1 の額(10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳
 - (2) 愛知県知事が交付する療育手帳
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳
- 4 個人で入場する場合において、利用者が前項各号に掲げる手帳のうちいずれかの交付を受けた者の介護等を行う者として市長が必要と認めた者の当該介護等を行うときの入場料は、この表に規定する入場料の額の 2 分の 1 の額(10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。

別表第 2 使用料(第 12 条関係)

ア ドームの専用利用

区分		使用料	
天体運行等の映写の有無	有		円
		1日につき	19,100
	無	1日につき	8,800

備考

- ドームを専用で利用できる時間は、午後6時から午後9時までとする。
- 利用の許可を受けて、入場料若しくはこれに類するものを1人1回につき500円を超えて徴収する場合又は商業宣伝若しくは収益を目的として利用する場合の使用料は、この表の使用料にその10割相当額を加算した額とする。

イ 附属設備

設備の名称	単位	使用料	
放送設備	1式		円
		1日につき	1,040
スポットライト	1台	1日につき	250

備考

- 附属設備を利用できる時間は、午後6時から午後9時までとする。
- 利用の許可を受けて、入場料若しくはこれに類するものを1人1回につき500円を超えて徴収する場合又は商業宣伝若しくは収益を目的として利用する場合の使用料は、この表の使用料にその10割相当額を加算した額とする。